
議案第 6 5 号 青森市犯罪被害者等支援条例の制定について

1 制定理由

犯罪被害者等の支援に関する基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進することで犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、制定しようとするものである。

2 制定内容

《目的・定義・基本理念》

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 基本理念

《市・市民・事業者の責務》

- 第 4 条 市の責務
- 第 5 条 市民の責務
- 第 6 条 事業者の責務

《犯罪被害者等の支援に関する基本的施策》

- 第 7 条 相談及び情報の提供等
- 第 8 条 経済的負担の軽減
- 第 9 条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- 第 10 条 居住の安定
- 第 11 条 雇用の安定
- 第 12 条 市民及び事業者の理解の増進
- 第 13 条 人材の育成等
- 第 14 条 民間支援団体の活動の促進

《その他》

- 第 15 条 支援の制限
- 第 16 条 委任

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

青森市犯罪被害者等支援条例

逐条解説

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、条例の目的を明らかにしています。

【解説】

犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきました。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も二次被害で苦しめられることも少なくありませんでした。

このような現状を踏まえ、本条例では犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）に定める目的や理念を実現するために、犯罪被害者等の支援に関する基本理念、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、その規定に基づいて、施策を総合的に推進することで、「市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を、本条例の目的として規定したものです。

《参考条文》

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、市内に住所を有するものをいう。
- 三 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠ける他人の言動等により生ずる精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の当該犯罪被害者等が受ける被害をいう。
- 四 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- 五 関係機関等 国、他の地方公共団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- 六 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- 七 事業者 市内に事務所、事業所等を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

【趣旨】

本条は、条例における必要な用語について定義しています。

【解説】

（１）第１号関係

犯罪等

犯罪被害者等基本法第２条第１項において、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」と定義されていることから、本市の条例においてもこれと同様に定義しています。

「犯罪」とは、個人の生命、身体又は財産上に危害を及ぼす行為など、刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科される行為をいいます。

「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、犯罪とまではいえないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する行為をいい、例えば次のような行為がこれに該当します。

○ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成１２年法律第８１号）第２条第１項に規定

されている「つきまとい等」で、反復しない程度のものであっても、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為をいいます。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に規定されている「身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」のことをいいます。

○児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条第 3 号に規定されている「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食」等の子供の健康・安全への配慮を怠ることをいいます。

（２）第 2 号関係

犯罪被害者等

犯罪被害者等基本法第 2 条第 2 項の定義を踏まえ、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」であって市内に住所を有するものとします。

「家族又は遺族」に該当するかどうかは、「害を被った者」との間の身分、居住、生計関係等の実態に即して実質的に判断します。

（３）第 3 号関係

二次被害

犯罪被害者等が直接的な被害を受けた後に受ける「精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等」の被害をいいます。

二次被害の原因となるのは、犯罪被害者等が置かれている状況についての無理解や配慮に欠ける言動、偏見、誹謗中傷、プライバシーの侵害などです。

周囲から中傷や興味本位の質問をされたり、誤った見方をされたりすることや、心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

二次被害は、犯罪被害者等にとって深刻な問題であり、受けた被害の早期の回復又は軽減の妨げとなるものです。

（４）第 4 号関係

民間支援団体

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいいます。

犯罪被害者等早期援助団体は、「公益社団法人あおもり被害者支援センター」を想定していますが、犯罪被害者等の支援を行うことを主たる目的とする被害者等の自助グループ、

NPO法人等で、市内又は青森県内で活動している団体も含まれます。

(5) 第5号関係

関係機関等

犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない関係にあるもの、すなわち国、青森県、他の地方公共団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいいます。

「その他の犯罪被害者等の支援に関係するもの」とは、犯罪被害者等の支援に何らかの関わりのあるもので、法テラス、社会福祉協議会、医療機関等も含みます。

(6) 第6号関係

市民

市民に加えて市内で働く人や、市内の学校に通う児童、生徒及び学生、さらには観光客その他の滞在している者をいいます。

(7) 第7号関係

事業者

市内に事務所、事業所等を有し、一定の目的と計画に基づいて経済活動を行うもの全般をいい、業種を指定するものではありません。

《参考条文》

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）

（定義）

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所若しくは通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

～以下略～

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

～以下略～

児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）

（犯罪被害者等早期援助団体）

第二十三条 公安委員会は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であつて、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、同項に規定する事業を行う者（以下「犯罪被害者等早期援助団体」という。）として指定することができる。

2 犯罪被害者等早期援助団体は、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うこと。
- 二 犯罪被害等に関する相談に応ずること。
- 三 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が第十条第一項の規定に基づき行う裁定の申請を補助すること。
- 四 犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に、犯罪被害者等に対し、物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により援助を行うこと。

～以下略～

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- 二 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分配慮されること。
- 三 犯罪被害者等が、被害を受けたときから安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができること。

【趣旨】

本条は、条例における犯罪被害者等の支援に関する基本的な考え方を定めています。

【解説】

（１）第１号関係

犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを踏まえ行われる必要があることを規定したものです。

（２）第２号関係

犯罪被害者等が置かれている状況や事情は千差万別であり、犯罪被害者等のための施策を一律に講ずることは適切ではないため、犯罪被害者等に係る具体的状況に応じて、必要かつ有効な支援を行うべきことを明らかにしたものです。

個々の犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも留意しながら、適切に施策を実施していく必要があります。

また、近年、SNS による誹謗中傷や報道機関の過剰な取材等により受ける二次被害の苦しみは深刻であり、犯罪被害者等の被害の回復又は軽減を妨げる大きな障害となるため、犯罪被害者等の支援に当たっては、二次被害が生じることがないよう十分配慮し、実施される必要があります。

（３）第３号関係

犯罪被害者等にとっては、被害を受けたときから安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援を継続的に受けることが重要であることから、犯罪被害者等が必要な支援を継続的に受けることができるよう支援を行うべきであることを明らかにしたものです。

《参考条文》

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）

（基本理念）

第三条　すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2　犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3　犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（市の責務）

第四条 市は、前条に定める基本理念（次条及び第六条第一項において「基本理念」という。）

にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策を円滑に実施することができるよう、関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

【趣旨】

本条は、市の責務を定めています。

【解説】

（１）第１項関係

犯罪被害者等基本法第５条に規定する「地方公共団体の責務」の趣旨を踏まえ、市の責務を規定したものです。

（２）第２項関係

犯罪被害者等が必要とする支援は多岐にわたり、市だけでは対応できないことも想定されることから、国、他の地方公共団体、民間支援団体その他の支援に関係するものと連携、協力することを規定したものです。

《参考条文》

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

第五条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、市民の責務を定めています。

【解説】

犯罪被害者等基本法第6条に規定する「国民の責務」の趣旨を踏まえ、市民の責務を規定したものです。

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害のほか、周囲の人の無理解や偏見等によって二次被害を受けることも少なくありません。犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減のためには、市民が犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性を理解し、また、二次被害の発生防止にも努めることを責務としています。

社会全体で犯罪被害者等を支えるためには、地域の方々の温かい理解と協力が不可欠となることから、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策への協力を求めるものです。

《参考条文》

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

（国民の責務）

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分配慮するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、事業者の責務を定めています。

【解説】

（１）第１項関係

事業者は、事業活動を行う中で犯罪被害者等と接する場合や、従業員が犯罪被害者等となった場合に、二次被害が生じることのないよう十分な配慮が必要です。加えて、従業員を対象とした、犯罪被害者等に対する理解を深めるための啓発活動や研修への参加については、事業者の理解と協力が不可欠であることから、これらの配慮等に努めることについて事業者の責務として規定したものです。

（２）第２項関係

犯罪被害者等は、犯罪等の被害による直接的な心身への影響や裁判手続等への対応など、様々な事情によって仕事を休まざるを得ないことがあります。有給休暇だけでは対応できない場合も多く、働き続けることが難しくなる場合も考えられることから、犯罪被害者等となった従業員への就労継続の配慮が必要であることを規定したものです。

（相談及び情報の提供等）

第七条 市は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等に対し、相談及び情報の提供等を行うこと並びに総合的な対応窓口を設置することを定めています。

【解説】

（１）第１項関係

犯罪被害者等基本法第11条に規定する「相談及び情報の提供等」の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等に係る相談及び情報の提供等について規定したものです。

犯罪被害者等の方々の多くは、様々な制度に関する情報が十分伝わっていないため、必要な支援が受けられずにいることが推測されます。市は、そのような状況を解消するため、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに応じ、利用できる制度に関する情報、関係機関等が行う支援に関する情報の提供及びそれらに関する助言を行うとともに、専門機関や民間支援団体を紹介します。

（２）第２項関係

第１項の相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置することを規定したものです。

《参考条文》

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

（相談及び情報の提供等）

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減）

第八条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する情報の提供その他必要な施策を講ずることを定めています。

【解説】

犯罪被害者等への経済的支援として、国の「犯罪被害給付制度」があります。

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や身体に障害を負わされた犯罪被害者に対し、社会の連帯共助の精神に基づき国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

犯罪被害者等基本法第 13 条に規定する「給付金の支給に係る制度の充実等」の趣旨を踏まえ、市においても犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する情報の提供その他必要な施策を講ずることを規定したものです。

《参考条文》

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）

（給付金の支給に係る制度の充実等）

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第九条 市は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復できるようにするため、犯罪被害者等に対し、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他必要な施策を講ずることを定めています。

【解説】

犯罪被害者等基本法第14条に規定する「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他必要な施策を講ずることを規定したものです。

多くの犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な精神的、身体的、財産的被害に加え、医療機関への入院や通院、裁判手続等への対応などにより生活が一変します。

犯罪被害者等の支援に当たり、犯罪被害者等の実情を正確に把握した上で、個々の事情に応じて、市の制度をできる限り活用し、保健医療サービス（医療相談、精神保健福祉相談等）及び福祉サービス（生活保護、自立支援等）を提供するものです。

《参考条文》

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第十条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅（青森市営住宅管理条例（平成十七年青森市条例第百四十一号）第二条第三号に規定する市営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮その他必要な情報の提供その他必要な施策を講ずることを定めています。

【解説】

犯罪被害者等基本法第 16 条に規定する「居住の安定」の趣旨を踏まえ、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るための市営住宅への入居における特別の配慮その他必要な施策を講ずることを規定したものです。

自宅が犯罪等の現場となり、これまで住んでいた住居に居住することが困難となった場合や、加害者が犯罪被害者等の住居を認知していることで再被害が想定される場合など、以前と同じ住居に住み続けることができなくなり、転居を余儀なくされる場合があります。

市は、個々の事情に応じて、市営住宅への入居に係る優遇措置、母子生活支援施設への入所、関係機関等の居住に関する支援制度等についての情報提供などを行うものです。

《参考条文》

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）

（居住の安定）

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第三号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定）

第十一条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動その他必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動その他必要な施策を講ずることを定めています。

【解説】

犯罪被害者等基本法第 17 条に規定する「雇用の安定」の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動その他必要な施策を講ずることを規定したものです。

雇用の安定を図るために、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備等に向けた取組について、事業者の理解を深めるための啓発活動等を行うものです。

《参考条文》

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）

（雇用の安定）

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

（市民及び事業者の理解の増進）

第十二条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、市民及び事業者の理解の増進を図るため、広報活動その他必要な施策を講ずることを定めています。

【解説】

犯罪被害者等基本法第 20 条に規定する「国民の理解の増進」の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他必要な施策を講ずることを規定したものです。

犯罪被害者等の尊厳を傷つける原因の一つが、周囲の無理解や配慮に欠ける言動、偏見等による二次被害です。市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況等について理解を深め、犯罪被害者等に偏見を持つことのないように、ホームページなどを活用した広報活動や啓発活動を行うものです。

《参考条文》

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）

（国民の理解の増進）

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十三条 市は、犯罪被害者等の支援に係る職員の育成及び資質の向上を図るため、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害の防止の重要性等についての研修への参加の機会の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上を図るため、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害の防止の重要性等についての研修への参加の機会の確保その他必要な施策を講ずることを定めています。

【解説】

犯罪被害者等の相談に応じ、適切な支援を行うためには、支援に資する様々な制度に関する知識に加え、犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための知識・技能が求められることから、総合的相談窓口の担当者やその他の職員等支援従事者の育成及び資質の向上について規定するものです。

支援従事者が、自らの言動により犯罪被害者等に二次被害を与えることのないようにするためにも、青森県等が開催する研修会や講演会等への参加の機会を確保することで犯罪被害者等の支援を担う職員の育成及び資質の向上を図ります。

（民間支援団体の活動の促進）

第十四条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、民間支援団体の活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の情報の提供その他必要な施策を講ずることを定めています。

【解説】

犯罪被害者等基本法第 22 条に規定する「民間の団体に対する援助」の趣旨を踏まえ、民間支援団体の活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の情報の提供その他必要な施策を講ずることを規定したものです。

青森県における民間支援団体としては「公益社団法人あおもり被害者支援センター」が設置されており、市は犯罪被害者等の支援を行うため緊密に連携するものです。

《参考条文》

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）

（民間の団体に対する援助）

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（支援の制限）

第十五条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等の支援を行うことが、社会通念上適切でないと認められるときは、市は支援を行わないことができることを定めています。

【解説】

市は、犯罪被害者等への支援を進めますが、犯罪被害者等に該当するときであっても、市が支援を行うことが妥当でない場合が考えられます。

犯罪被害者等が犯罪等を誘発するなど、犯罪被害者等にもその責めに帰すべき重大な事由がある場合や、暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合、その他社会通念上支援を行うことが適切でないと認められる場合は、支援を行わないことができることとします。

「誘発」とは犯罪被害者等が相手の犯罪等を誘い起こすことです。

「社会通念上適切でない」とは社会的に通用する健全な一般良識から見て妥当性を欠くということです。

（委任）

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、市長への委任事項を定めています。

【解説】

本条は、この条例に定めのない事項は、市長が別に定めることとしています。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【趣旨】

本附則は、条例の施行期日について定めています。

【解説】

本条例は、令和7年4月1日に施行することを規定しています。